

給付管理票総括票

平成 年 月提出分

作成区分	1. 居宅介護支援事業所作成 2. 自己作成 (保険者番号 :)										
居宅介護 支援事業所	事業所番号										
	事業所名										
	所在地連絡先										

他 県 分 集 計 欄	訪問通所サービス給付管理票 居宅サービス給付管理票	新規分		枚		件
		修正分		枚		件
		取消分		枚		件
	短期入所サービス給付管理票	新規分		枚		件
		修正分		枚		件
		取消分		枚		件

自 県 分 集 計 欄	訪問通所サービス給付管理票 居宅サービス給付管理票	新規分		枚		件
		修正分		枚		件
		取消分		枚		件
	短期入所サービス給付管理票	新規分		枚		件
		修正分		枚		件
		取消分		枚		件

6 / 22

:35032167

(株)県

01-8-29:10:28PM;厚生労働省高齢介護課

II 報酬請求関係

- 1 【連続 30 日を超える短期入所利用時の緊急時施設療養費、特定診療費の扱い】
連続 30 日を超え短期入所の算定を行えない日については、緊急時施設療養費、特定診療費も算定できないか。

(答)

算定できない。

- 2 【緊急時施設療養費、特定診療費の限度内外の切り分け】
区分支給限度基準額を超えて短期入所療養介護を利用している月において、緊急時施設療養費、特定診療費がある場合、どこまでを支給限度基準内とみなして請求可能か。

(答)

区分限度管理対象となる単位数を日別に積み上げて、支給限度基準額を使い切った翌日からは保険給付対象とならない。

- 3 【要介護認定期間をまたがる連続利用】
二つの要介護認定期間をまたがる短期入所で、連続利用日数が 30 日を超えた場合は報酬算定可能か。

(答)

二つの要介護認定期間をまたがる入所であっても、30 日を超えて算定できない。

- 4 【同じサービス事業所で退所の翌日に入所した場合の扱い】
短期入所において、同一サービス事業所から退所した翌日入所した場合、算定日は連続しているが、連続入所とはみなさないと考えてよいか。

(答)

退所の翌日入所した場合は、連続して入所しているものとしてあつかう。

- 5 【異なる保険者をまたがる連続利用】
短期入所中に転居等により保険者が変わった場合で、その前後にまたがる短期入所の連続利用が 30 日を超えた場合は報酬算定可能か。

(答)

保険者が変わった場合においても、30 日を超えて算定できない（ただし月の途中で保険者が変わった場合、介護給付費明細書は 2 件提出することとなる）。

6 【区分限度を超える利用を含む短期入所の連続利用】

短期入所について区分限度を超えて全額利用者負担がある月から、翌月まで入所を継続して連続利用が30日を超えた場合は連続して入所していたものとみなされるか。

(答)

区分限度を超えて利用者全額負担があった場合も通算して連続利用とみなし、30日を超えて報酬算定することはできない。

7 【月遅れ、修正提出等の扱い】

平成14年2月以降、月遅れや修正等により、平成13年12月以前のサービス分の請求や給付管理票を提出する場合、旧様式によって行うのか。

(答)

平成13年12月以前のサービス分の請求、給付管理票提出は旧様式でのみ行うことができる。システムによって月遅れの請求等を行う場合において留意する必要がある。

8 【施設と短期入所の退所日の記載方法】

短期入所の介護給付費明細書(様式3, 4, 5)の入所日、退所日の記載方法として示されている内容は、従来の施設等(様式6, 8, 9, 10)の入所、退所の場合(様式6, 8, 9, 10)と異なるが、施設等の入退所日の記載方法は従来どおりか。

(答)

下表に示すように施設等(様式6, 8, 9, 10)と短期入所(様式3, 4, 5)とでは入所日、退所日の記載方法は異なることとなる。

	様式3, 4, 5 (短期)	様式6, 8, 9, 10 (施設)	備考
入所日	前月から継続して入所している場合はその入所日を記載、その他の場合は当該月の最初の入所日を記載する。	同左	
退所日	月末日において入所継続中の場合は記載不要。当該月に退所した場合は <u>月の最初の退所日を記載する。</u>	月末日において入所継続中の場合は記載不要。当該月に退所した場合は <u>月末に一番近い退所日を記載する。</u>	短期入所の連続入所が30日を超える場合は30日目を退所日とみなして記載する。

Ⅲ 保険者業務

(1) 事業報告関係

【事業状況報告について】

居宅サービスの区分のくくりが変わることにより、保険者からの事業報告の様式も変更されるのか。

(答)

年度途中で事業報告の様式を変更すると、前後の統計資料としての一貫性が確保できないこと。また、保険者の様式変更への対応の可否等を考慮し、平成14年度以降に変更することを検討している。

(2) 被保険者証関係

【新様式の被保険者証の適用開始時期】

平成14年1月1日以降に認定有効期間が開始する被保険者に対して、平成13年中に、新様式の被保険者証を交付することは可能か。

(答)

被保険者証様式に関する施行規則の施行日は平成14年1月1日であるため、それ以前に新様式の被保険者証を交付しても制度的に有効とは認められない。旧制度適用期間に2つの様式が混在することは、サービス事業者、居宅介護支援事業者の混乱を招くことも予想されるため、避けることが望ましい。